

外国人への第二言語としての日本語教育について考える  
一言語保障と多文化共生社会の実現という観点から

大阪産業大学 新矢 麻紀子

私は、大阪産業大学国際学部では、日本語教員養成と多文化教育、留学生への日本語教育を主に担当しています。

学外での研究や教育実践としては、地域日本語教育と呼ばれる、移住外国人への日本語学習支援を長く行ってきました。特に、外国人への日本語教育保障が重要だと考え、山田先生や、法律や社会教育を専門とする研究者と一緒に、「日本語教育保障法案」の必要性を研究や実践で訴える活動を行って来ました。

もう一つの私の活動の柱は、外国人への文字の読み書き(Literacy)の保障です。日本語はひらがな、カタカナ、漢字がわからないと、生活がとても大変です。日本に暮らす外国人には、20-30年、日本に暮らしていても、文字ができない人が大勢います。そういう人たちに対して、いわば識字(文解)教育のような教室を大阪につくり、2006年から今まで仲間と活動を続けています。

また、そういう外国人が何に困って、どういう生活をしているのかの調査も行っています。私の地元の関西、特に大阪では、在日韓国・朝鮮人への識字教育や、被差別部落出身者への人権保障や識字教育が盛んであるという歴史的経緯があり、それがニューカマー外国人への教育支援にもつながっています。

そして、最近感じている課題は、多文化共生や外国人への日本語教育の「地域格差」についてです。各地で「多文化共生推進指針」が制定されたり、2019年に日本語教育推進法ができて、それ以降、国の日本語教育の予算はどんどん増えてきたり、日本語教育の状況は少しずつ改善はされているものの、地域差はなかなかうまらず、むしろ、拡大しているケースもあるように感じられます。

日本では長い間、法律や政策がなかったため、日本語教育は市民の善意による日本語ボランティア活動によって支えられてきました。しかし、たとえ、法律や制度ができて、「公」「官」だけではうまくいかないということを実感しています。自治体の理念や職員の意識という「公」の部分と、地域住民の意識や理解、活動という「民」の部分の双方があって初めて、法律や制度がうまく働くのだな、という気がしています。

なお、今日の基調講演の山田先生には30年近くお世話になっております。上記の、日本

語教育保障法の調査研究（科学研究費による研究）でも、山田先生とご一緒しておりました。その研究では、韓国に3年間続けて訪問し、国の法務部や女性家族部、国家人権委員会等の部門や、安山市、地域のNGO等にお伺いして、移民者受け入れに関する様々なお話を伺い、勉強させていただきました。

一番最後に記載した、「公」と「民」の事例も、山田先生とご一緒した、日本語教室が全くなかった愛媛県宇和島市が日本語教室を開設した実践事例です。

私は韓国とはご縁が深く、コロナ前にも数年間、韓国の文解教育+日本の識字教育の、学習者や支援者による日韓交流事業にも参加してきました。

また、こうしてご縁ができましたことを、大変感激しうれしく思っております。